

2025 年6月30日（月）

消費者スマイル基金ニュース（第77号）

●2025 消費者志向経営セミナー「消費者との安全・安心なネット取引に向けて」開催のお知らせ（続報）⇒今週末 7/4（金）締切！！

昨年開催した「第1回消費者志向経営セミナー」に続き、この度2回目となる消費者志向経営セミナーを開催いたします。今回のテーマは「消費者との安全・安心なネット取引に向けて」です。

インターネットでの取引が普及する中で、詐欺的定期購入や偽ブランド品、なりすましECサイトなどによる被害、いわゆるダークパターンによる消費者トラブルの件数が増加しています。こうした状況を踏まえ、企業や業界団体などの取組みのご紹介や、今後の消費者との協働について考えるセミナーを開催いたします。

<2025 消費者志向経営セミナー「消費者との安全・安心なネット取引に向けて」>

○日時：7月11日（金）14:00～16:15（開場 13:30）

○会場：主婦会館プラザエフ 7階「カトレア」（東京都千代田区六番町 15 番地）

○参加方法：会場参加、定員 100 名（先着順）、参加費無料

○申込締切：7月4日（金）

○後援 消費者庁

○申込方法：下記 URL または、二次元コード（Google フォーム）よりお申し込みください。

<https://forms.gle/3cT8VmRofBNuFwES9>

<二次元コード>



※詳細は下記のチラシをご参照ください。

[20250521_01_01.pdf](#)

事業者・消費者関連団体をはじめ、本テーマに関心をお持ちの方のご参加を心よりお待ちしております。

<プログラム>

14：00～14：05 開会 消費者スマイル基金 理事 古谷 由紀子
14：05～14：10 挨拶 消費者庁 消費者制度課 課長 古川 剛氏
14：10～15：20 講演① 龍谷大学 法学部教授 カライスコス アントニオス氏
講演② 楽天グループ(株) 渉外統括部 政策渉外部 ジェネラルマネージャー
片岡 康子氏
講演③ 公益社団法人 日本通信販売協会 専務理事 万場 徹氏
15：20～15：30 休憩
15：30～16：10 パネルディスカッション
【テーマ】 安全・安心なデジタル取引に向けた消費者と事業者の協働
コーディネーター：消費者スマイル基金 理事 坂倉 忠夫
パネリスト：龍谷大学 カライスコス アントニオス氏、
楽天グループ(株) 片岡 康子氏、(公社)日本通信販売協会万場 徹氏、消費者庁 古川 剛氏
16：10～16：15 閉会 挨拶 消費者スマイル基金 理事長 河野 康子

●「悪質な訪販リフォーム被害防止活動」に対する助成上限額の公表 及び助成募集のお知らせ（申請期限：7/20締切）※必着となります

消費者被害を多発させている悪質な訪問販売によるリフォーム工事・点検商法について、情報収集、差し止め及び注意喚起といった活動を消費者団体が展開できるよう、3月26日～6月24日の期間中にクラウドファンディングを実施しました。世の中の皆さまに「悪質な訪問販売リフォーム詐欺による消費者トラブル」をなくすための活動を行う消費者団体への寄付を募り、期日までに皆さまからお預かりした寄附金額は27万7,000円となります。ご協力いただき誠にありがとうございました。

5月30日（金）より、クラウドファンディングなどで皆様から頂戴したご寄付をもとに、「悪質な訪販リフォーム被害防止活動」に対する助成事業の募集を行っています。

対象期間(下記業務を実施する(予定含む)期間)

2025年4月1日～2026年3月31日

対象となる活動を予定、実施されている消費者団体の皆様からの申請をお待ちしております。

皆様からお預かりした寄付金の額をもとに、今回の助成上限額を、皆さまからの寄付金額27万7,000円と当基金からの助成額22万3,000円を合わせた50万円に決定しました。

申請をいただいた後、当基金の審査の上で、今回設定した50万円の助成上限額の範囲で実施します。

「悪質な訪販リフォーム被害防止活動」に対する助成申請対象などの詳細については、下記消費者スマイル基金のホームページをご覧ください。消費生活相談又は消費者への情報提供等行っている非営利法人についても、悪質な訪販リフォーム被害防止のための消費者への注意喚起等、広報活動等の申請が可能ですので、ご検討ください。

詳しくはこちらから URL：<https://www.smile-fund.jp/subsidy/index.html>

●消費者庁主催 相談員向け学習会「適格消費者団体の活動を相談に活かす！-消費生活センターとの有意義な連携を考える-」開催のお知らせ

今回、消費生活相談員の方向けに、消費者団体訴訟制度の意義をあらためて確認し、差止請求の事例などから、その結果を個別の相談の助言に活かす考え方について学ぶ相談員向け学習会を開催いたします。その上で、（特定）適格消費者団体と消費生活センターとの有意義かつ効果的な連携方法について考えます。

<学習会の目的>

- （１）過去の重要判例と近時の差止請求事案について、その意義と内容の理解
- （２）「差止請求事案」の相談現場での活用方法
- （３）相談者に対し適格消費者団体に情報を提供するように促すことの意味とポイント。
- （４）併せて「COCOLiS ポータルサイト」の利活用の促進

主催：消費者庁

日時：2025 年 8 月 2 日（土）10:00～12:00

参加方法：オンライン配信（Zoom 方式）

アーカイブ配信（希望者のみ：配信期間 1 ヶ月程度）

参加対象：消費生活相談員、適格消費者団体等 ※参加費無料

申込方法：下記チラシの URL をご参照ください。

https://www.smile-fund.jp/info/pdf/20250620_01_01.pdf

内容詳細：当基金ホームページの下記 URL をご参照ください。

https://www.smile-fund.jp/info/20250620_01.html

<学習会概要>

前半：適格消費者団体による差止請求事案の解説

「差止請求訴訟が法や解釈の改正に結びついた例」「相談業務に参考になる事案」等

後半：「リレートーク 消費生活センターと適格消費者団体との連携について」

【連絡先】消費者団体訴訟等支援法人 認定 NPO 法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>

